

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し (令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	746単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	724単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	696単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	676単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	660単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	641単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	637単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	624単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	606単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	700単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	636単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	620単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	586単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	700単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	679単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	654単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	636単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	620単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	602単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	600単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	586単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	569単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	688単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	625単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	609単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	589単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	575単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	688単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	668単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	643単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	625単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	609単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	591単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	589単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	575単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	558単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	605単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	590単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	570単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	621単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	605単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	590単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	573単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	570単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	748単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	669単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	649単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	614単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	748単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	726単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	695単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	669単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	649単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	637単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	618単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	614単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	596単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	596単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	580単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	557単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	544単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	619単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	596単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	580単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	563単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	557単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	544単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	528単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	625単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	561単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	545単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	525単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	511単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	625単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	607単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	582単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	561単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	545単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	529単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	525単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	511単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	496単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	614単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	551単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	535単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	515単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	501単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	614単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	596単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	571単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	551単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	535単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	519単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	515単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	501単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	486単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	594単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	533単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	518単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	498単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	485単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	594単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	577単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	551単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	533単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	518単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	503単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	498単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	485単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	471単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	682単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	611単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	594単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	572単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	682単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	662単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	634単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	611単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	594単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	577単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	572単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	609単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	547単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	532単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	511単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	497単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	609単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	591単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	567単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	547単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	532単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	517単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	511単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	497単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	483単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	564単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	508単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	493単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	474単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	461単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	564単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	548単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	525単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	508単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	493単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	479単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	474単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	461単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	448単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	554単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	498単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	483単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	465単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	452単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	554単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	538単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	515単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	498単位
(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合	484単位
(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合	483単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	469単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	465単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	452単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	439単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	535単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	480単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	467単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	449単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	437単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	535単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	519単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	497単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	480単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	467単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	453単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	449単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	437単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	424単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6 : 1、定員 20 名以下の場合

【R6報酬改定後（現行）】

【見直し後】



① 6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は見直しの適用対象外

② 減少額に配慮

③ 据え置き